

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成28年12月8日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階大会議室

3. 農業委員 27名中26名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	5番 小西勝正	6番 高原敏正
7番 大河原誠	8番 大森一廣	9番 片岡一矢
10番 木下泉	11番 宇津木利正	12番 太田一己
13番 川野実重	14番 河崎繁	15番 雪上勲
16番 古澤直通	17番 高原峯夫	18番 大森茂利
19番 藤澤美芳	20番 長船裕一	21番 永守修一
22番 久山英之	24番 石黒五月	25番 大内美智子
26番 原野健一	27番 石原芳高	

欠席委員

23番 上村善亮

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎

事務局 河原 克仁

事務局 久山 貴史

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定・利用権移転・所有権移転)

その他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻になりましたので、ただ今から平成28年度瀬戸内市農業委員会、第9回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。いよいよ今年最後の月となりまして、皆さま方、お忙しくされている時期に出席いただき、ありがとうございます。寒さも厳しいようではございますが、本日の総会もよろしくお願ひします。

事務局 長 ありがとうございます。ただいま出席委員数は定数27名のうち26名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、23番・上村委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よりお願ひします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに3番・松本委員、4番・尾上委員、よろしくお願ひします。

事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。

議長 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。

事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。

事務局 議案資料の1頁目下段をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町長浜■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「牛窓町長浜■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜■■」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,509㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は9,420㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■ ■■」さんが畑として耕作しており、今後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の小西委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、5番・小西委員さんお願いします。

5 番 委 員 5番小西です。ご説明させていただきます。譲受人の■■さんはこれまでも譲渡人から畑を借りて耕作しております。譲渡人の■■さんは高齢のため、今後の耕作は困難であることから耕作人の■■さ

- んに売買の相談をしたところ、話がまとまったものでございます。何も問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料2頁目、農地法第4条許可申請について説明させていただきます。
- 【1番案件】**
- 申請人「邑久町豊安■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町豊安■■」。地目は「畑」。面積は118㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場 118㎡」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料6ページを御覧ください。邑久高校から南東へ約400mに位置しております。
- 以上、事務局から第2号議案の説明を終わります。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん6番・高原委員さんお願いします。
- 6 番 委 員 6番・高原です。この案件は申請人の息子さん家が建てるためにこれまで使用していた駐車場がなくなってしまったもので、自己所有の隣接する畑を埋めて駐車場とするものです。特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)



庄■■」。地目は「田」。面積は550㎡。譲渡人「邑久町山田庄■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄■■」。地目は「畑」。面積は380㎡。転用目的は「共同住宅」。施設の概要は「木造2階建て共同住宅 8戸1棟 237.63㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kg、普通畑となっております。資金は、自己資金が■■、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地となっており、開発協議申請中です。場所につきましては資料9ページを御覧ください。邑久小学校から西に約50mのところのところに位置しております。

#### 【4番案件】

譲受人「邑久町尾張300番地1 瀬戸内市長 武久 顕也」。譲渡人「邑久町福元■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町福元■■」。地目は「田」。面積は278㎡。譲渡人「邑久町福元■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。「岡山市南区浦安本町■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町福元■■」。地目は「田」。面積は1,216㎡。転用目的は「工業施設用地」。施設の概要は「企業用地 1,494㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料10ページを御覧ください。岡山村田製作所から南に約200mのところのところに位置しております。

#### 【5番案件】

譲受人「備前市伊部■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町宗三■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町宗三■■」。地目は「畑」。面積は116㎡。「邑久町宗三■■」。地目は「畑」。面積は147㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造2階建て 1棟 65.41㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料11ページを御覧ください。百田公会堂から西に約300mのところのところに位置しております。

#### 【7番案件】

譲受人「邑久町豊原117番地1 不動産業 株式会社丸通地建 代表取締役 近藤 友一」。譲渡人「長船町服部■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町服部■■」。地目は「田」。面積

は 282 m<sup>2</sup>。「長船町服部■■」。地目は「田」。面積は 605 m<sup>2</sup>。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅 3 棟 198.72 m<sup>2</sup>」。「道路 269.62 m<sup>2</sup>」。農地区分は第 2 種農地で 10a あたりの収量は米 420 kg となっております。資金は、自己資金が■■■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので 10a あたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料 1 3 ページを御覧ください。長船中央浄化センターから北西に約 300m のところに位置しております。以上、事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思えます。1 番案件の担当委員さん、6 番・高原委員さん、お願いいたします。
- 6 番 委 員 6 番・高原です。この案件は譲渡人の■■■さんが高齢で耕作できない状況でございまして、周囲が宅地となっている申請地について、譲受人が自己住宅として転用するものです。地元役員等の同意もとれていることから、特に問題ありません。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いて 2 番、3 番案件の担当委員さん、7 番・大河原委員さん、お願いいたします。
- 7 番 委 員 7 番・大河原です。2 番案件につきましては、すぐ隣まではホームランド邑久という団地がありまして、その団地の一角を形成するかたちとなるようです。地元の役員からも隣地同意、排水同意についての協議ができていた旨を聞いており、特に支障ありません。3 番案件ですが、邑久小学校のすぐ西側で、周りは民家やアパートがある場所となっております。こちらについても地元役員等から何も問題ない旨を聞いておりますので、よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いて 4 番、5 番案件の担当委員さん、8 番・大森委員さん、お願いいたします。
- 8 番 委 員 それでは 4 番案件について説明させていただきます。この案件は 15 年ほど前に当時の町長が工業団地の敷地として計画していたものでございまして、今回申請があった物件以外は以前にすでに許可となつたものでございまして、特に問題等はないように思われます。5 番案件ですが、隣接には以前に開発団地を整備しており、一部農地として残っていたところが今回宅地に転用されるものでありますので、特に問題はございません。よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いて 7 番案件の担当委員さん、20 番・長船委員さん、お願いいたします。
- 20 番 委 員 長船です。7 番案件ですが、譲渡人の■■■さんが高齢となり、耕作をやめようと考えて譲受人に譲り渡すものでございます。周りには住宅

- も建っており、排水も下水道に接続することから、特に問題はないと思いますので、よろしく願います。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第3号議案のうち6番案件を除いた案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして6番案件の説明の前に関係委員さんは退席をお願いします。
- (■■委員退室)
- それでは、第3号議案6番案件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。議案資料3頁をご覧ください。
- 【6番案件】**
- 譲受人「長船町飯井1318番地1 運送業 株式会社坂本運輸 代表取締役 坂本 克善」。譲渡人「岡山市東区西大寺新■■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町飯井■■■」。地目は「田」。面積は1,658㎡。「長船町飯井■■■」。地目は「田」。面積は1,103㎡。譲渡人「長船町飯井■■■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町飯井■■■」。地目は「田」。面積は「106㎡」。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「大型車26台分の露天駐車場 2,867㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地となっており、開発協議申請中です。場所につきましては資料12ページを御覧ください。飯井東谷公会堂から南に約200mのところ position しております。
- 以上、事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。6番案件の担当委員さん、15番・雪上委員さん、お願いいたします。
- 15番委員 15番・雪上です。この件については、譲渡人の■■■さんは申請地について、耕作せずに管理保全をしていた状況にありまして、■■■さんの土地も道路事業で分断された残地であり、面積も小さく、区画も悪



- い耕作が困難な土地です。そこで坂本運輸が事業用車両の駐車場として利用するという事で転用するもので、特に問題はありません。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの第3号議案6番案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第3号議案6番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転、所有権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】**
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。
- 事 務 局 次回は、1月13日金曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役所2階大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、2月8日水曜日に開催予定となっております。事務局からは以上です。
- 議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成28年度12月の総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。
- (午前10時15分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成28年12月 8日

議 長

署名委員

署名委員